

議案第16号

令和2年度静岡市簡易水道事業会計補正予算（第3号）

△印は減

第1条 令和2年度簡易水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
		収	入	
第1款	簡易水道事業収益	137,953千円	△2,807千円	135,146千円
第2項	営業外収益	122,209千円	△2,807千円	119,402千円
		支	出	
第1款	簡易水道事業費用	155,353千円	△14,807千円	140,546千円
第1項	営業費用	137,154千円	△13,681千円	123,473千円
第2項	営業外費用	15,494千円	△1,126千円	14,368千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
		収	入	
第1款	資本的収入	22,800千円	△12,532千円	10,268千円
第1項	企業債	17,400千円	△12,000千円	5,400千円
第2項	他会計支出金	5,400千円	△532千円	4,868千円
		支	出	
第1款	資本的支出	48,800千円	△532千円	48,268千円
第1項	建設改良費	3,400千円	△1,079千円	2,321千円
第2項	企業債償還金	44,900千円	547千円	45,447千円

第4条 予算第5条に定めた企業債限度額「17,400千円」を「5,400千円」に改める。

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
(1) 職員給与費	25,298千円	△1,759千円	23,539千円

第6条 予算第8条に定めた他会計からの補助金の金額を次のように改める。

(既決額)	(補正額)	(計)
117,235千円	△3,339千円	113,896千円

令和3年2月16日提出

静岡市長 田辺信宏